

# 平成 28 年度第 2 回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会・会議録

## 《開催概要》

### ■開催日時

平成 28 年 10 月 20 日（木） 午後 5 時から午後 7 時 10 分まで

### ■開催場所

さいたま市市民活動サポートセンター・北ラウンジ

### ■出席者名

#### □委員

小島敏也、山岸平二、矢那瀬春代、藤本裕子、埜美千代、山田洋、菊地順子、有浦正子、加倉井範子、須藤順子、齋藤友之、永沢映、木島泰浩

#### □事務局

織田真由美、新藤達也、橘一郎、久保巨樹、小澤剛史、大石隆二、吉田直喜

### ■議題及び公開又は非公開の別

#### □議題

- ・利用者懇談会等における意見について
- ・管理基準等について

#### □公開又は非公開の別

公開

### ■傍聴者の数

7 名

### ■審議した内容

- ・利用者懇談会等における意見について
- ・管理基準等について

### ■問合せ先

さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課 電話番号：813-6400

### ■次第

- 1 開会
- 2 報告
  - (1) さいたま市市民活動サポートセンターの成り立ちと協働管理運営について
  - (2) 利用状況等について
- 3 議事
  - (1) 利用者懇談会等における意見について
  - (2) 管理基準等について
- 4 その他
- 5 閉会

## 《会議録本文》

### 1 開会

座長：それでは定刻となりましたので、ただ今から、「平成28年度第2回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会」を開催いたします。

まず初めに、事務局より、本日の出欠状況と傍聴希望者の報告をお願いいたします。

#### ○本日の出欠状況と傍聴希望者の確認

事務局：それでは事務局より報告させていただきます。

まず本日の出席状況ですが、三島委員、榎本委員、黒岩委員、青柳委員より、欠席の連絡を受けております。

次に傍聴希望者ですが、今回の会議におきましても、不開示情報にあたる個人情報の取扱い等がないことから、公開予定としてホームページ等で事前に広報しているところですが、現在、傍聴希望者が7名お見えになっております。

不開示情報にあたる個人情報の取扱い等もありませんので、本日の会議を公開とするということではよろしいでしょうか。

(確認)

よろしいですか。ありがとうございます。会議途中の傍聴につきましても、会議運営上、問題がない限り、随時許可したいと思います。

#### ○会議資料の確認

座長：続いて、事務局より、会議資料の確認と本日の進め方の説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局より説明させていただきます。

まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

次第と資料2から資料6-3までの資料につきましては、事前に郵送させていただいております。また、前回、第1回の会議で配布させていただきました「例規ファイル」をお持ち帰りになられた委員におかれましては、そちらもご持参いただいておりますでしょうか。

(確認)

お配りしたものといたしましては、まず「次第」、続きまして、当日の配布資料となりますが、机上に置いてございます「さいたま市市民活動サポートセンターができるまで[協働の760日]」が資料1-1、そして、「(仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備基本計画」が資料1-2となります。

そして、ここから、事前に送付させていただいた資料に戻りますが、資料2として、「協働管理運営の推進について」と上に記載された資料、資料3-1として、「利用状況[グラフ]」と上に記載された資料、資料3-2として、「主な窓口対応等」と上に記載された資料、資料4として、「平成28年度第1回さいたま市インターネット市民意識調査【調査報告書】※抜粋版」と上に記載された資料、資料5-1として、「利用者懇談会等における意見[利用者懇談会]」と記載された資料、資料5-2として、「利用者懇談会等における意見[市民活動ネットワーク]」と上に記載された資料、資料5-3として、「利用者懇談会等における意見[利用者アンケート]」と上に記載された資料、資料6-1として、「例規体系図について」と上に記載された資料、資料6-2として、「管理基準等の対応案(分類版)について」と上に記載された資

料、そして、資料6-3として、「管理基準等策定に係る関係要領の整理について」と上に記載された資料となります。

また、前回の会議録（案）についても配布させていただいております。

よろしいでしょうか。

（確認）

## ○本日の進め方の説明

事務局：続きまして、本日の進め方につきまして、配布資料の説明と合わせまして、簡単に説明させていただきます。次第をご覧ください。

次第の「2 報告」といたしまして、2つの報告事項がございます。

まず、「(1) さいたま市市民活動サポートセンターの成り立ちと協働管理運営について」につきましては、資料といたしまして、資料1-1、1-2、そして資料2となります。

前回の会議中、また、会議後に、「初めて運営協議会の委員になるので、もう少し前提となる話をしてほしいかった。」、また、「運営協議会の役割が分からない。」、「運営協議会と利用者懇談会の違いが分からない。」といったご意見をいただきましたことから、そのあたりを、改めて説明させていただくものです。

次に、「(2) 利用状況等について」につきましては、資料といたしましては、資料3-1、3-2、そして資料4となります。

前回もご報告させていただきましたが、センターの各施設や機能、例えば、ラウンジですとか、印刷作業室ですとか、それらの利用状況について報告させていただくとともに、主な窓口対応ということで、窓口や電話等で、実際に、どのような相談があり、それに対して、センターの職員がどのように対応しているかの報告をさせていただくものです。

こちらにつきましては、今後、毎回の会議で、利用状況の方で、センターの「量」的な状況を、また、主な窓口対応の方で、センターの「質」的な状況をご理解いただくために、定例的に報告させていただくことを考えております。

また、今回は、8月に、市の広聴課にお願いして実施いたしました「インターネット市民意識調査」の結果についても報告させていただきます。

続きまして、次第の「3 議事」でございますが、2つございます。

まず、「(1) 利用者懇談会等における意見について」でございますが、資料といたしましては、資料5-1、5-2、そして5-3となります。「(さいたま市市民活動サポートセンター) 管理運営要綱」の第5条第3項に、「運営協議会は、利用者懇談会における意見交換を受けて、必要に応じた協議を行う。」とありますとおり、センターをより良くしていくために、センターの利用者の声をいかに反映させていくかについて、協議させていただくものになります。

本来、この協議が、当該協議会の最も重要な役割となりますが、既に皆様ご承知のとおり、現在は、センターの管理基準をつくっていくことを第一義としております。

つきましては、今回の会議では、どのような意見が寄せられているかの報告に留めさせていただき、次回より、積極的にご協議いただきたいと考えております。

次に、「(2) 管理基準等について」につきましては、資料といたしましては、資料6-1、6-2、そして6-3となります。前回の会議後、8月31日に、利用者懇談会を開催し、

利用者の皆様からも、様々なご意見をいただきましたので、それも踏まえて、前回に引き続き、協議いただければと考えております。

最後に、次第の「4 その他」で、既にお伝えさせていただいておりますが、10月26日に開催いたします利用者懇談会の出席委員でありますとか、前回の会議録、また、次回開催予定について、確認をさせていただきたいと考えております。

説明が長くなりましたが、以上となります。

## 2 報告

### (1) さいたま市市民活動サポートセンターの成り立ちと協働管理運営について

座長：それでは次第に沿って、進めていきます。まず、次第の「2 (1) さいたま市市民活動サポートセンターの成り立ちと協働管理運営について」、事務局より、報告をお願いいたします。

事務局：事務局より、次第の2の(1)、「さいたま市市民活動サポートセンターの成り立ちと協働管理運営について」の説明をさせていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたが、前回の会議中、また、会議後に、「初めて運営協議会の委員になるので、もう少し前提となる話をしてほしかった。」、また、「運営協議会の役割が分からない。」、「運営協議会と利用者懇談会の違いが分からない。」といったご意見をいただきましたことから、そのあたりを、改めて説明させていただくものです。

それでは、最初に、資料の1-1、「さいたま市市民活動サポートセンターができるまで〔協働の760日〕」をご覧ください。

皆様ご存じのことと思われませんが、当センターは、今から9年前、平成19年10月に、浦和駅東口の再開発により、当ビルと駅前広場が整備された際に、ビルの8階、9階、10階部分が、公共施設部分となり、その9階部分の中心的機能として整備された市民活動を支援する施設でございます。その整備にあたりましては、約2年間にわたり、当時設置されておりました「整備検討委員会」や、ワークショップの各グループで、市民と行政の協働により、ハード、ソフト両側面において、様々な議論や検討を行ったわけですが、その内容をまとめた冊子が、この〔協働の760日〕となります。

例えば、冊子の前半の方では、写真付きで、センターの各設備や機能が、どのような意図をもって設けられたかなどが、まとめられております。

また、22ページ以降では、「整備検討委員会」の検討状況やワークショップの各グループの活動内容などが、時系列にそって、まとめられております。

例えば、当センターの条例でありますとか、その規則、また、センターの管理運営をどのように行っていくかなどについても、整備検討委員会において、様々な議論がなされ、まとめられたものとなります。

今回は、具体的などころまで触れられませんが、運営協議会委員の皆様におかれましては、是非ご一読いただければと思います。

そして、整備検討委員会がまとめた提言を基に、市がまとめた計画が、資料1-2の「(仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備基本計画」となります。

それでは、資料1-2をご覧ください。まず、9ページをお開きください。今回は、最も重要なセンターの基本的な考え方について、確認させていただきます。

まず、センターの位置付けと役割につきましては、「地域社会を再創造する市民活動のための

拠点」とされております。

次に、10 ページをご覧ください。センターには、3つの理念がございます。

1つ目が、市民に対して「開かれた市民活動サポートセンター」、2つ目が、市民の提案を受け入れながら「市民とともに成長する市民活動サポートセンター」、3つ目が、市民にとって「集まりやすく居心地のよい市民活動サポートセンター」です。

12 ページをご覧ください。

例えば、理念3の「集まりやすく居心地のよい市民活動サポートセンター」につきましては、その下に○（丸）が3つございますが、その真ん中の○（丸）のところに、「さらなる市民活動の活性化を図るためには、「市民活動に関心をもっているが、活動をしていない人々」や「市民活動への関心とは関係なく、ふらりと立ち寄る人々」と「既に市民活動を行っている人々」が出会い、触れ合うことによる、参加へのきっかけづくりが必要です。」とされております。また、次の○（丸）のところですが、「市民活動サポートセンターでは、柔軟な発想のもとに、より多くの市民が利用できるよう、集まりやすく居心地のよい空間づくりを目指します。」とされております。

既存の利用者だけでなく、初めて利用する市民の皆様、今後利用していこうとする市民の皆様も含めて、誰もが利用しやすいルールやマナー、環境を整えていく必要があります。市といたしましては、今回策定する管理基準につきましても、その環境づくりの一環であると考えております。

さて、これら理念の下、センターをいかに管理運営していくかということで生み出されたものが、「協働管理運営」という考え方でございます。

前回配布させていただきました「例規ファイル」の「4」のインデックスが付いているところ、「さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要綱」をご覧ください。

この中の第2条に「協働管理運営」の定義が記載されており、「センターが市民活動を推進し、支援するための拠点であり、より良い協働の関係及び仕組みを育てていくための実践的な拠点であることを踏まえ、センターを利用する者の意見をセンターの管理運営に反映していくとともに、市民と市とが調整、協力、役割分担を行い、それぞれの持っている資源を効果的に投入し、活用しながらセンターの管理運営を行うこと。」とされております。

やや定義として分かりづらい部分もございますが、「センターを利用する者の意見をセンターの管理運営に反映していく」、また、「市民と市が、協力や役割分担をしながら、センターの管理運営を行う」ことが定められております。

その次の第3条になりますが、その協働管理運営を実現するための組織が、この「運営協議会」であり、利用者の意見をセンターの管理運営に反映させる場が、「利用者懇談会」となっております。

では、この「運営協議会」の性格でございますが、資料2の「協働管理運営の推進について」をご覧ください。

市民の皆様や関係者、また、有識者や企業や団体の代表者などを構成員として組織する市の機関につきましては、「1」に記載されておりますとおり、「附属機関」と「協議会等」の2つがございます。

まず、「附属機関」につきましては、1の（1）の点線の四角の中に記載されておりますとおり、法律又は条例により設置される審査や審議等を行う機関となります。

それに対して、「協議会等」は、1の(2)に記載されていますとおり、要綱等により設置される協議会や懇談会、研究会等となります。

当運営協議会につきましては、先ほどの管理運営要綱が設置根拠となりますことから、この「協議会等」にあたります。

では、この「附属機関」と「協議会等」については、何が違うのかということにつきましては、(3)の①にありますとおり、ある事柄について、審査や審議、また諮問のためには、法律や条例に基づく「附属機関」である必要があります。

また、②にありますとおり、多数決等による決定や、提言等としてのとりまとめを行うなど、「合議制の機関」に該当する場合においても同様であるとされております。

つまり、逆を言いますと、「協議会等」においては、多数決等による決定や提言等としてのとりまとめ、つまり、組織としての決定はできないということとなります。

それでは、運営協議会は、「何をすべきなのか」、また、「それによって、何がもたらされるのか」と言うことになると思います。

それにつきましては、まず、その下、2の(2)にございますとおり、運営協議会は、「センターの管理運営をより効果的かつ効率的に行うための意見交換を行い、協議する。」としております。

また、その下の(3)にありますとおり、市は、「運営協議会における協議内容を尊重して業務を実施する」こと、また、「市民に対して説明責任を果たすもの」としております。

続いて、裏面をご覧ください。

3については、利用者懇談会に関する内容となっておりますが、その(3)に、「運営協議会は、利用者懇談会における意見交換を受けて、必要に応じた協議を行う。」とされております。

以上のことを要約しますと、運営協議会は、先ほど説明させていただいたとおり、組織としての決定はできませんが、利用者懇談会で寄せられたご意見について、一利用者ではなく、協議会委員としての視点で、事の「小さい・大きい」、「軽い・重い」、「易しい・難しい」、などの観点から、優先順位等を考えていただき、一定の方向性等を示していただくこととなります。そして、市は、運営協議会における協議内容を尊重して業務を実施する必要があるとございます。そして、その説明責任を果たす必要があるということになります。

そこで、それらを流れとしてまとめたものが、その次の「4」になります。

まず、一番上にありますとおり、利用者は、利用者懇談会において、センターの管理運営に関する意見交換を行います。

その後、運営協議会は、利用者懇談会等における意見を受けて、必要に応じた意見交換や協議を行い、その内容を、市に報告します。

そして、市は、運営協議会における協議内容を尊重して、必要な調査や検討を含めて、業務を実施することとなります。

また、その後の運営協議会において、業務の実施状況や検討状況を、運営協議会に報告するとともに、運営協議会の委員とともに、利用者懇談会において、市民の皆様に報告することとなります。

これまでは、この内、最後の「報告」の部分があまりなかったという声を、利用者懇談会等でも聞いておりますので、この「報告」、言い換えれば、フィードバックも重視し、利用者の声を、センターの管理運営に反映させていく、センター方式のサイクルを回して、協働管理運営

を推進していければというように考えております。

以上で、事務局からの説明を終わりにいたします。

座 長：事務局からの説明に対して皆さん、ご質問、ご意見はありますか。

よろしいですか。

誰もないようなので、私から質問します。

質問は2つあります。

1つは、最後の2ページの、「報告が少なかった」というところです。これは、市の直営になってから報告が少ないということですか。

事務局：市の直営は始まってからおおよそ半年ですので、市の直営になってからというわけではなく、今までも、そういったご意見等を出していたけれども、その後どうなったのかが、伝わってこない部分があったというご意見です。

これは、前の利用者懇談会や市民活動ネットワーク連絡会に参加した際に出たご意見になります。

座 長：要は、「報告が少なかった」という説明の背景は、これまでの利用者懇談会等で出たご意見を踏まえての説明だったということですね。

事務局：はい。

座 長：もう1つは、資料の2というのは現行の要綱の中での考え方を整理したものですよね。

事務局：はい。

座 長：次の運営協議会の時までにはお願いしたいことがありまして、これがこうなる前は、「一体どうだったのか」、「どこがどのように違うのか」が分かる資料があると、現行制度のルールでの流れと前の違いというのが分かるので、そういった資料を作っていただければと思います。

事務局：分かりました。

## 2 報告

### (2) 利用状況等について

座 長：続きまして、次第の「2(2) 利用状況等について」、事務局より、報告をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局より、次第の2の(2)、「利用状況等について」の説明をさせていただきます。

まず、資料の3-1、「利用状況 [グラフ]」をご覧ください。

こちらにつきましては、前回もグラフ形式で、4月から7月までの来館者数や登録団体数、また各施設等の利用状況を報告させていただいているところですが、今回は、8月と9月分を追加させていただき、時点修正したものになっております。

さらに2ヶ月が経過し、上半期分となっておりますが、昨年度と比較して、大きく数字が変わっているところはございませんので、お時間のあるときにでもご確認いただければと思います。また、この資料の最後に、A3版の「利用状況 [一覧表]」という資料を参考で付けさせていただきました。グラフでは表されていない、その他の施設等を含めて、過年度分の年間件数との比較ができるようになっておりますので、同様にご確認ください。

次に、資料の3-2、「主な窓口対応等」をご覧ください。

こちらにつきましては、先ほど、事務局から説明をさせていただきましたが、主な窓口対応ということで、窓口や電話等で、実際に、どのような相談があり、それに対して、センターの職

員がどのように対応しているかの報告をさせていただくものになります。

その全てをご紹介できませんので、いくつかピックアップしてご説明させていただきます。

資料の一番左側にNo. を記載しておりますので、それに基づき、説明をさせていただきます。

まず、28-4でございますが、「これまで、個人的に埼玉の歴史人物を映像化してきた。今後、団体として取り組める事業をやりたい。」ということで来館された団体がいらっしゃいました。その際は、色々と意見交換を行って、市民協働推進課（協働係）が行っている、「協働のテーブル」や「マッチングファンド」の紹介をし、継続的に相談に乗っていかうという話になりました。

その結果、ある団体を紹介し、その団体のイベント撮影をするということで、話が進んでいたのですが、結果的には、話が折り合わず、今回は、一緒にはやらないということになりましたが、今後も、引き続き、市の事業も含めて、コラボできるような事業を話し合っていこうということになっております。

なお、そのあたりの経緯も、その後出てまいりますので、後でご確認いただければと思います。

次に、裏面の28-14をご覧ください。

ご高齢の方に対して、お化粧を施したり、ファッションショーを行っている方より、これまでの指定管理者さんが行っていた「ボランティア募集コーナー」に関するお問い合わせがございました。

「ボランティア募集コーナー」は、これまでの指定管理者さんが自主事業として行っていたため、この3月をもって終了していたのですが、「是非復活してほしい。」という声が多くあり、7月より再開したところです。

次に、その次のページの28-17をご覧ください。

娘さん夫婦がやっている貸し農園で、それとは別に今後、市民活動をやっていきたいが、どう進めていったらよいかというご相談がございました。

まず資金面ということで、市の農業政策課が行っている補助金の紹介をするとともに、仲間を集めて一緒に活動していくことなどについて、色々とアドバイスをさせていただきました。

次に、2枚ほどめくっていただいて、28-25でございますが、団体の情報発信に関するご相談がございました。

今回の方は、市報に記事を掲載できないかという話もあったのですが、中々それは難しいということで、今回、各区の市民活動ネットワークより、委員になっていただいているところですが、浦和区在住ということで、浦和区市民活動ネットワークの紹介等をさせていただきました。今回ご紹介できませんが、28-68についても同様のご相談がありました。

いかに効果的に、また、効率的に情報発信していくべきかということは、共通の悩みであると感じております。

次に、28-37でございますが、団体の法人化に関するお問い合わせがございました。

28-50においても同様の質問があり、ある程度一般的な話をしたうえで、市民協働推進課のNPO担当からもお話をさせていただきました。このあたりについては、その後も継続的に、また、親身になってやり取りをしていくという意味では、そのような活動をされている団体を紹介してあげる方法もあるのではと考えております。

次に、28-58でございますが、北ラウンジの市民活動優先スペースを利用しようとしていた学生さんより、席を離れる際のご意見がございました。

団体の利用がない場合、個人の学習や読書等を認めている優先スペースにつきましては、色々  
とご意見をいただくことがございますので、今後も継続的に意見交換していただければと考  
えております。

次に、少し飛びまして、28-77 でございますが、普段は、上の浦和コミセンの集会室を借りて、  
生活困窮者家庭の教育支援を行っている登録団体より、不手際があつて、予約できていなか  
つたため、ラウンジを借りることはできないかというご相談がありました。

お話を聞かせていただいたうえで、事情を考慮し、予約が入っていない、利用者もいなかった  
ことから、北ラウンジのテーブルをお貸ししたところです。

次に、28-78 でございますが、貸出機材の申請書を改善してほしいというご意見がございま  
した。

このあたりは、いずれ、利用者の側も、センター側も使いやすいような様式に改善していき  
たいと考えております。

その他、具体的には取り上げられませんでした。印刷作業室の各機器の使い方の相談なども  
多いところです。

全ての対応を取り上げることができませんので、こちらにつきましても、あとでは是非ご確認  
いただき、センターの状況を把握していただければと思います。

最後に、資料の4、「平成28年度第1回さいたま市インターネット市民意識調査【調査報告書】  
※抜粋版」をご覧ください。

こちらにつきましては、先ほど簡単に説明させていただきましたが、今後のセンターの管理運  
営を考えるために、市の広聴課にお願いして、実施いたしました「インターネット市民意識調  
査」の結果が、8月末に出ましたので、その報告をさせていただきます。

まず、ページをめくっていただいて、下に2と書かれているページをご覧ください。

1-3の調査対象者でございますとおり、対象者の条件は、さいたま市在住の18~69歳ま  
での男女であり、18歳から69歳までの5年代層において、各年代の男女各100サンプル、合計  
1,000サンプルを対象としています。

さらに2枚めくっていただいて、下に21と書かれているページをご覧ください。

まず、基礎的な質問として、市民活動を含めて、「どのような活動に参加しているか」をお聞  
きいたしました。

こちらにつきましては、最も多いのが、「自治会」の13.8%となっており、市民活動につ  
きましては、数パーセント程度となっております。

裏面22ページをご覧ください。

先ほどの質問で、「特になし」と回答した方に対して、その理由をお聞きしました。

こちらにつきましては、下に四角で囲まれた全体結果に記載されておりますとおり、「市内  
でどんな活動が行われているか知らないから」という回答が最も多く、また、「いそがしくて  
参加できないから」、「人間関係がわずらわしいから」という回答が多くなって  
おります。

次の23ページをご覧ください。

改めまして、センターをどれくらいの方が知っているかについて、お聞きしました。

こちらにつきましては、全体としては、認知度は、約20%弱となっております。

特筆すべき点といたしましては、今回の調査結果では、18-29歳の年代の認知度や利用度  
が意外と高く、30-39歳の年代が最も低い点でございます。

裏面の 24 ページをご覧ください。

最後は、「センターがどのような場になるとよいか」をお聞きしました。

こちらにつきましては、下に四角で囲まれた全体結果に記載されておりますとおり、「市民が市民活動に関心をもつきっかけとなる場」が最も多く、以下、「市民活動を行うために役立つ知識やノウハウが得られる場」、「市民活動を通じて市民どうしで交流を深められる場」が続いております。

以上で、事務局からの説明を終わりにいたします。

座 長：皆さん、何かご質問等はございますか。

ご質問等がないようなので、議事に入りたいと思います。

### 3 議事

#### (1) 利用者懇談会等における意見について

座 長：続きまして、次第の「3 (1) 利用者懇談会等における意見について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局：事務局より、次第の 3、議事の (1)、「利用者懇談会等における意見について」、説明をさせていただきます。

お手数ですが、資料 5-1 の「利用者懇談会等における意見 [利用者懇談会]」、資料 5-2 の「利用者懇談会等における意見 [市民活動ネットワーク]」、資料 5-3 の「利用者懇談会等における意見 [利用者アンケート]」をご用意ください。

こちらの資料は、市民活動サポートセンターに関する利用者の皆様からの意見をまとめたものでございます。

ただし、市民活動サポートセンターの管理基準に直接関係する意見だけは、抜き出して、別の資料 6-2 にまとめてございますので、ご了解ください。

また、先ほど事務局の方から説明がございましたが、本日は、次の議事である「(2) 管理基準等について」に、時間をかけて議論をお願いしたいと考えておりますので、議事の「(1) 利用者懇談会等における意見について」につきましては、どのような意見が寄せられているかの報告に留めさせていただき、次回より、積極的にご協議いただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず、資料 5-1 の「利用者懇談会等における意見 [利用者懇談会]」をご覧ください。こちらの資料は、先の 8 月 31 日に実施いたしました市民活動サポートセンター利用者懇談会におきまして、参加者の方から出された意見をまとめたものでございます。

主に、運営協議会や利用者懇談会の運営方法に関する意見がございました。

まず、表の一番左側でございます、6 番でございますが、利用者懇談会で聴いた意見を運営協議会に上げるという進め方をお願いするとの意見がございました。

次に、7 番でございますが、利用者懇談会では管理基準以外のことも議論してほしい、また、市民活動サポートセンターをこう育てていくというものを定め、運営協議会で議論していくのがよいとの意見がございました。

裏面をご覧ください。

次に、10 番と 11 番でございますが、利用者懇談会で出た意見を運営協議会にきちんと上げてもらいたいとの意見がございました。

次頁をご覧ください。

次に、14番でございますが、以前の運営協議会では、窓口対応で聞いたことをまとめた資料を配布しており、それにより委員が市民の声を肌で感じていたので、今後の運営協議会でも大事にしてほしいとの意見がございました。

続きまして、資料5-2の「利用者懇談会等における意見〔市民活動ネットワーク〕」をご覧ください。

こちらの資料は、各区の市民活動ネットワークの登録団体から、市民活動サポートセンターについて出された意見をまとめたものでございます。

最初の頁は、見沼区の市民活動ネットワークでございます。

主に、市民活動ネットワークのメンバーが運営協議会に参加することに関する意見がございました。

まず、1番でございますが、10区の市民活動ネットワークから運営協議会の委員を出すことは有意義だと思うとの意見がございました。

次に、2番でございますが、運営協議会に参加することを通じて、各区の市民活動ネットワークが連携する機会になればとの意見がございました。

次に、3番でございますが、運営協議会の内容を区のネットワークへフィードバックしてもらえれば、お互いに良いことだと思うとの意見がございました。

次頁をご覧ください。

次に、大宮区の市民活動ネットワークでございます。

主に、印刷作業室について、高速カラープリンタと大判プリンタの導入を求める意見がございました。

まず、1番でございますが、高速カラープリンタや大判プリンタが、突然無くなってしまっていた、便利だったので、残念であるとの意見がございました。

次に、2番でございますが、高速カラープリンタや大判プリンタを使うためならば、サポセンまで行くとの意見がございました。

こちらにつきましては、1番の備考にございますように、7月7日から高速カラープリンタと大判プリンタを設置し、利用を再開しております。

次頁をご覧ください。

次に、中央区の市民活動ネットワークでございます。

まず、2番でございますが、ラウンジの利用に関して、予約なしで利用できるのがよい、また、3番でございますが、食事をしながらミーティングができるのがよいなどの意見がございました。

次に、4番でございますが、多目的展示コーナーについて、あのようなスペースはとても良いとの意見もございました。

次頁をご覧ください。

次に、浦和区の市民活動ネットワークでございます。

浦和区は、一番身近な区ということもあり、多くの意見をいただきました。

まず、6番でございますが、印刷作業室の利用について、印刷機器の使い方を教えてもらえるとうれしいとの意見がございました。

裏面をご覧ください。

8番でございますが、印刷作業室の利用について、機器の利用予約ができないと、予定通りに

作業ができなくなるため、予約制度は残してほしいとの意見がございました。

次頁をご覧ください。

14番でございますが、館内に無線LANを入れてほしいとの意見がございました。

次に、16番でございますが、窓口対応について、スタッフごとの差が出ないように、スタッフ間の意思の疎通や、窓口対応方法の平準化を図ることが必要であるとの意見がございました。

次に、19番でございますが、サポセンは、団体をどうサポートするかというところに主眼を置いた方がいいと思う、大事なのはサポートの質であり、管理方法は手段であるとの意見がございました。

次頁をご覧ください。

次に、西区の市民活動ネットワークでございます。

西区からは、距離が離れていることに起因すると思われる意見をいただきました。

まず、2番でございますが、貸出機材が、区役所や公民館にあればよいとの意見がございました。

次に、6番でございますが、正直サポセンは遠い存在である、高齢者にとっては使い勝手が悪いとの意見がございました。

その他、窓口対応につきまして、8番では、直営が始まったばかりということもあろうが、堅い雰囲気がある、窓口に出ている女性も、一生懸命なのだろうが、事務的、お役所的であるとの意見もございました。

次頁をご覧ください。

次に、岩槻区の市民活動ネットワークでございます。

岩槻区からは、主に印刷作業室に関する意見と情報発信に関する意見をいただきました。

まず、2番でございますが、印刷機器の利用方法や何ができるのかについて、岩槻まで来て説明してほしいとの意見がございました。

次に、3番でございますが、大判印刷が安くならないかとの意見がございました。

次に、5番と7番でございますが、市民活動団体がチラシを設置できるラックについて、設置場所を区ごとに分けて、岩槻用のラックを用意してほしいとの意見がございました。

続きまして、資料5-3の「利用者懇談会等における意見 [利用者アンケート]」をご覧ください。

こちらの資料は、ラウンジのテーブルや、総合案内に設置している利用者アンケート用紙にご記入いただいた意見をまとめたものでございます。

前回の運営協議会でも、利用者アンケートで寄せられた意見をご紹介しますが、今回の資料は、8月以降に寄せられた意見を追加したものでございます。

件数としては、全部で89件ございまして、うち43件は謝辞となっております。

残りの46件の意見のうち、特に多いものが、市民活動優先スペースの利用についてでございます。

市民活動サポートセンターでは、こちらの北ラウンジの一部を市民活動優先スペースとして、市民活動のための利用がないときは、個人の学習や読書に利用できると定めており、多くの方が、学習のために利用されております。

資料の右側の備考の欄に、北ラウンジ、市民活動優先スペースと記載されているものが当該意見でございまして、全部で11件ございますが、その多くが、市民活動優先スペースを拡大し

てほしいとの意見でございました。

以上、本日は、主な意見のみ紹介させていただきましたが、委員の皆様には、資料をお持ち帰りいただき、是非、改めて全ての意見に目を通していただきますようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

座長：今の資料の説明について何か質問はありますか。

山田：資料の5-1についてです。

「規則等はすべて市議会を通す必要があるのか」という問いに対して、「規則は市長決裁、要綱や要領は、原則、市長決裁や局長決裁となる。」とここまでは良いです。

その次の部分で「ただ、今回の場合は、それらを定めたのち、条例を改正し、附則を取る必要があるため、市の決裁だけで、進めることはできない。」となっていますが、これは具体的に市議会を通さないといけないということですか。

事務局：規則や要綱、要領に関しましては、資料に記載してありますように、本来であれば、議会での議決事項ではございません。

しかし、今回に関しては、管理基準等を策定した上で、議会に報告をさせていただき、承認いただき、条例の改正をする必要があるということです。

山田：議会に報告するのはいつごろになるのか分らないですが、それを通すのは、かなり大変だと思います。

議会に承認してもらう術はあるのでしょうか。

座長：資料で書かれている内容は、管理基準を作ったら、その基準自体は、要綱や要領なので、本来ならば、市の決裁で済む訳ですが、議会で問題になり、色々な議論がありましたことから、議会へ管理基準等の内容を報告したうえで、管理基準等を定め、条例改正を行うということです。

山田：私は、地方議会のレベルというものに不信感があります。

鳥取県知事を2期務められた、慶應義塾大学の片山善博教授は、全国各地で、地方自治に関する講演をしていますが、片山教授がおっしゃるには、どこの聴衆も、一般論としての地方分権には賛成するが、「地方議会が最高意思決定機関として、それらの権限を行使することになる。」と説明すると、途端に聴衆の反応が一変して、「あの議員達が決めるなら、地方分権は考え直したほうがよい。」となるそうです。

その話も踏まえれば、さいたま市の議会が例外であると言えるのでしょうか。

座長：日本の地方自治の制度は、世界の中でも珍しい制度になっています。

首長も議会も直接選挙で選ぶという二元代表制というのは、先進国の中でも人気が上がってきていますが、これは互いに代表を選ぶので、場合によっては、混乱すると暗礁に乗り上げてしまう可能性があります。

その場合でも、4年経過するか、あるいは駄目になるかと次のチャンスを待つしかないのです。選挙の結果を受け入れるという仕組みで、それを受け入れて、その地域の自治や政治、行政の文化というものが充実してくるという流れになっています。

ですので、今の局面で、議会が駄目だからとか、首長が駄目だからとかという話をしても、何も前には進まないんです。

それを理解した上で、議論し、時間をかけて、その時、その時、結果を受け入れながらやっていき、次の機会ですらどうするかというのを考えるしか、今の制度ではできていないことになりません。

したがって、我々がやるべきことというのは、市民本位の利用、あるいは、市民団体が利用しやすいような管理基準等を作ることだと思います。

例えば、今想定できることとしては、様式を統一するとか、簡便化するとか、そのようなことだと思います。

そして、要綱や要領に書かれているものを、一つに集約したり、もっと分かり易くしたりすることです。

そして出来上がったものを、議会側が受けてくれるかどうかは分かりませんが、市民本位で望ましいものを作ること大前提にするならば、全く拒否されるような合理的な理由はないと思います。

ですから、委員の皆さんが、事務局から出される課題に対して、望ましいと思う意見を言っただけならば、それが会議の中の、一つの民意として出せるのではないかと思います。

できるだけ早く、望ましい姿にするということを目標とするのであれば、後ろ向きにならずに、皆さんが、使いやすい、利用しやすい管理基準を定めるということに集中していただければと思います。

山 田：あくまでも問題提起として、我々も状況を認識しておかねばならないということで、あえて言わせていただきました。

座 長：他に何かありますか。

須 藤：市民活動ネットワークに出張していただいて、数多くの意見等をいただいているのですが、参加者人数が把握できないので、それが分かれば教えていただきたいのですが、分かりますか。

事務局：今すぐには分かりません。

須 藤：利用者懇談会は。

事務局：利用者懇談会も正確な人数については分かりませんが、おおよそ30人ほどです。

市民活動ネットワークの人数については、確認して、次回以降報告させていただければと思います。

座 長：他にご質問がないようであれば、事務局が、各区の市民活動ネットワークに出席した時の感想などあれば、教えていただきたいと思います。

須 藤：私は、岩槻区の市民活動ネットワークから、こちらの運営協議会に参加させていただいております。

岩槻区の市民活動ネットワークは、月に一回定例会を設けておりまして、その席に事務局の方がおいで下さいました。

そしてその場で、運営協議会のことや、直営になってからのことなどをご説明いただきました。岩槻で活動している人たちと事務局で、率直な意見交換ができたことは非常にありがたかったです。

また、距離的にも、浦和と岩槻という中で、職員の方がわざわざ夜の時間帯に来てくれて、説明を直接していただいたということで、心情的にも近く、本当に一生懸命意見を拾ってくださっているという姿勢を感じました。

菊 地：浦和区の市民活動ネットワーク連絡会の菊地と申します。

浦和区にもいらしていただきまして、浦和区はこちらを利用している団体が非常に多いので、とても活発な意見が出ました。

浦和区でも、月一回必ず、ネットワーク連絡会の会議を開催しておりまして、その時にもセン

ターに対しての疑問等が出ておりました。

2年前くらいにも調査にいらしていただいていたのですが、その結果の報告が、正直雑なところがありまして、団体さんの貴重な時間を割いて、会議でお話をさせていただいたので、その結果をきちんと伝えてほしいということをお願いしました。

今回、このような形で、きちんと資料にさせていただいて、ご回答も頂きました。

浦和区としては、他区の皆さんの活動が分からないので、10区の皆さんの活動をセンターでまとめていただいて、皆さんと連絡を取り合いながら、さいたま市全体の市民活動のレベルを上げていきたいという意見が出ました。

藤 本：大宮区の藤本と申します。

大宮区の市民活動ネットワークの場合、大宮にもこのような施設が欲しいというような話ばかりになってしまっていて、様々な方々が、センターの利用方法について苦慮されているということについての意見は、あまり出ませんでした。

座 長：3名の方どうもありがとうございました。

それでは次第の3の(2)の管理基準等について、事務局の説明をお願いします。

### 3 議事

#### (2) 管理基準等について

事務局：それでは、まず資料6-1について説明させていただきます。

「例規体系図」についてというものでございますが、こちらは、図の真ん中より上が、現状でございます。

また、真ん中より下が、今後管理基準等を策定した後、こういう状態にしていきたいという図でございます。

この図では、左から条例、規則、要綱、要領と並んでおりますが、いずれもが当センターに関わる内容を定めたものとなっております。

左から右に行くほど、細かな決まりを定めるものになっていると言えます。

例えば、一番左にある条例では、市民活動とは何かという定義や施設の開館時間、行う業務は何かというような、基本的な大きい事柄を定めております。

今回、管理基準として、定めようとしておりますのは、それら条例や規則に関するものではなく、利用に関するルールと考えておりますので、むしろ、右側の要綱や要領に定めるという風になるかと思っております。

この図にありますように、管理基準等を定める中で、利用上のルールなどを見直すとともに、要領の整理をいたしまして、下の図の通り、新たに定め直した要綱、要領のグループをもって、当センターの管理基準というものにしたいと考えております。

なお、この右下の部分に、三つの四角が網掛けになっていますが、これらは、当センターにおける物品の販売や、募金、署名活動に関する要領となります。

これらにつきましては、資料6-3に、その方向性等を詳しく記載しております。

資料6-3の「1 整理前[現在]の関係要領」という部分に記載しました(1)～(3)が、資料6-1の中で網掛けになっていた要領で、これらは、施行規則の第16条第1項第1号に関わる詳細を定めた要領です。

この施行規則第16条第1項第1号は何かと言いますと、センター内で寄付を募ったり、物品

を販売したり、飲食物を提供したりする場合には、市の許可が必要であるとしたものになります。

この条項を受けまして、先程申しました三つの要領が、その詳細を定めているのですが、それらを、6-3の資料の真ん中の「2 整理の方向性」という部分で、今後はどのようにしていくかという方向性を示させていただいております。

まず、この2の(1)に記載しましたように、この三つの要領については、ばらばらに存在しているのですが、一つにまとめさせていただいた方が理解しやすいものになるのではないかと、また同時に、基準や手続きを明確にさせていただいた方が、皆さんにとっても使いやすいものになるのではないかと考えております。

続きまして、1の「整理前[現在]の関係要領」の(4)をご覧いただきたいのですが、こちらは、さいたま市の財産規則に関する要領となります。

この要領は何を定めているかと言いますと、よく「半館貸し」という言葉を使っているのですが、イベントなどで、センターの半分程をご利用いただく、行政財産の使用を許可することについて規定させていただいているものです。

現在は、南ラウンジを半館貸しする際に、多目的展示コーナーは含めないという風になっておりますが、多目的展示コーナーも含めて、「半館貸し」をしてもらえないかという方も多いため、「半館貸し」の際には、多目的展示コーナーも含めるようにするという方向性で整理していきたいと考えております。

については、「3 整理後の関係要領」というところがございますが、1(1)～(3)に関しましては、3(1)の「さいたま市市民活動サポートセンターにおける寄付の募集、物品の販売、飲食物の提供に等に関する要領」というものにまとめたいと考えております。

また、1(4)の財産規則に関する要領は、申し上げたような形で整理し、3(2)の「さいたま市市民活動サポートセンターにおける行政財産の使用許可に関する要領」としてまとめたいと考えております。

続きまして6-2でございます。

「管理基準等の対応案[分類版]について」を説明させていただきます。

まず、1枚目は運営協議会や利用者懇談会、あるいは各区の市民活動ネットワークでお伺いしました、サポートセンターの管理基準案全般についていただいたご意見をまとめさせていただきました。

続きまして、2枚目からは前回お配りしている資料を、一部手直しをさせていただいたものとして、前回の運営協議会や利用者懇談会等でいただいたご意見を加えたものでございます。

また、前回お配りした表では、色々な項目が雑多に並んでおりましたので、分かりづらかったと思いますので、今回は、分類ごとにまとめさせていただいております。

2枚目をご覧ください。

こちらは、両面印刷になっております。

左上に、「1既に例規に定めがあるもの(1)平成28年4月からの直営に伴い、例規に定めたもの」と記載したものでございます。

こちらは、今までは運用で実施してきたものを、4月からの直営に伴い、要領として新たに定めたものでございます。

そのため、私どもといたしましては、これらにつきましては、今後も、今回定めた内容で、こ

れまでの運用を尊重するような形で対応させていただきたいと考えているものでございます。次に3枚目をご覧ください。

上に「(2)平成28年4月からの直営に伴い、例規に定めたものの、内容を改めて検討し定めるもの」と記載されている資料でございます。

こちらは、センター内で、電源を使用したり、火気を発生させたりするような物品の使用についてのものになるのですが、現在は、施行規則で、それらの物品は市長が定めるという風になっており、要領で、それを、「市民協働推進課長が認める物品」と規定しております。

その内容を改めて、検討して定めていきたいと考えております。

続きまして、4枚目をご覧ください。

「(3)平成28年3月31日以前より例規に規定があるものの、検討の余地があるもの」と記載があるものでございます。

こちらは、資料6-3で、先程ご説明させていただきましたものになります。

センター内での物品の販売や募金などの要領を整理すること、また、「半館貸し」の際に、多目的展示コーナーを含められるようにするというのを、主たる内容にしたものでございます。次は5枚目、6枚目でございます。

こちらは、前回ご協議いただきました内容ですが、センターの設備等を、一団体あたり、どの程度まで利用できるかという点についての上限を定めるというものでございます。

これらにつきましては、目安と言いますか、何らかの数値の設定はしたいと考えております。ただ、それらを定めるにあたりまして、確固とした決まりとするのか、あるいは、ある程度柔軟な対応ができるようにするのかなど、議論の余地は残っていると思いますので、それらの点も含めまして、ご協議いただけるとありがたいと考えております。

続きまして、7枚目8枚目に移らせていただきます。

こちらは運営協議会、そして、利用者懇談会についての規定となっております。

こちらについては、前回も説明させていただいたところですが、市といたしましては、センターの設置主体としての責任を明らかにするため、今後も、市が主体となって設置及び開催を行っていきたいと考えております。

最後に9枚目です。

「4その他(1団体あたりの利用上限(回数・数量)等以外で、新たに例規に定める必要があるもの)」というものです。

例えば、昼食時間に南ラウンジを市民活動団体以外にも開放すること等について記載をさせていただいているものでございます。

なお、各表の一番左側の列には数字が振ってありますが、この数字は、前回の表を分けてしまいましたので、項目の並びが変わってしまっております。

そのため、前回の表との照合ができるように、数字を記載させていただいているものでございます。

また、2枚目を見ていただきたいのですが、一番上のラウンジと記載されている列のうち、市の考える対応として、「左記のとおりの対応とする」と記載されているところの下に、見え消しで、線が入っております。

これは、前回の資料の中で、一つの項目に、複数の分類にわたる内容が含まれていたものについては、項目ごとで掲載させていただいているため、異なる項目の記載については、見え消しに

て消させていただいております。

以上、資料についてのご説明となります。

座 長：皆さんご質問はありますでしょうか。

木 島：資料6-1については、管理基準等の内容が決まる段階で、このような分かりやすい体系にしますよということによいですね。

体系自体を変えろという趣旨のものではないという認識によいですね。

事務局：そうです。

資料6-1に関しては、前回、管理基準等というものが、管理基準という一つのものを作るのではなくて、要綱や要領をまとめたものを、管理基準等としますと申し上げたと思うのですが、それを図にして示したのになります。

木 島：そうすると、資料6-1は、このような体系に整理するというので、見ていただければと思います。

資料6-3で説明のあった「半館貸し」等の話も、資料6-3でなくて、資料6-2の方で、今後どのようにしていくかということで、ご意見をいただければと思います。

座 長：資料6-2の細かい話というのが、要綱であったり、要領であったりに入っていき形になる訳ですよ。

今、ばらばらにある、あるいは、なっているものについて、管理基準等に該当するものとして、資料6-2としてまとめているということですよ。

そして、最終的には、このような体系を想定しているということですね。

委員の皆さんに関心を持っていただきたいことは、資料6-2の説明にもありましたが、例えば、何かを貸し出すときなどの際に、きちんと形にして定めるのか、もっと別の方法があるのか、また、市民活動を促進するために、利用者が使いやすいということを考えたときのルールとしては、どのようなものがよいかなどを想像していただいて、ご意見をいただければと思います。

ちなみに、この会議の性格として、「決めるものではない」ということですが、それでも、「こうあってほしい」というような、ある程度意図ははっきり出していただいて構いませんので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

ご質問、ご意見、例えば、ここは重視した方がよいとか、論点として、ここはある程度考えた方がよいとかというようなご意見でも構いませんので、ご意見をいただければと思います。

有 浦：資料6-2の1(1)のラウンジのところでは、テーブルの使用予約時間が3時間以内と書かれていますが、最後のページの6のラウンジのところでは、案として、昼食時間、12時から13時までは、市民開放すると書いてあります。

このあたりの関係が少し分かりかねるので、もう少し確認させてください。

事務局：ラウンジにあるテーブルで、予約が可能なところについては、今、委員の皆さんがいらっしゃる北ラウンジと、逆側の南ラウンジがあるのですが、北と南、それぞれ5区画ずつあります。これらについては、午前9時から午後9時半まで、どの時間帯でも予約を取ることができます。このうち、南ラウンジについては、食事も可能となっており、昼食をとりながらの打合せ等にもお使いいただけるようになっております。

予約可能なスペースは、予約が入ってしまう可能性が高いと思いますので、予約が可能なスペースについては、市民活動ではなくても、お昼の時間帯は利用できるという形にしよう

というものになります。

有 浦：資料6-2の1(3)の18の「半館貸し」に関するところですが、これは、どの程度の頻度で行われているのかをお伺いいたします。

事務局：それほど多くはございません。年に多くて3回程度です。今年度は1回になります。

有 浦：これは、どのような団体でも借りられるのかということと、その料金についても、お聞かせください。

事務局：資料6-3の2枚目をご覧ください。

こちらは、参考資料となるのですが、「実施(使用)[可能]者」と書かれている欄があると思いますが、ここに記載させていただいておりますとおり、現在は、条例に基づき登録を受けた団体となります。

また、料金は無料となります。

座 長：他に何かご意見、ご質問はありますか。

加倉井：論点がずれているかもしれませんが、この資料だけを読んでいると、コミュニティセンターのように、場所等を提供するだけの決まりを作っているような気がします。

私達が初めてNPOを作ったときには、ここで、ポスターセッションがあったりですとか、会計相談があったりですとか、フェスティバルがあったりですとかしたのですが、そういうものは、管理基準等には入らないのですか。

それは、指定管理者がやるということになるのですか。

座 長：この管理基準等は、まさにセンターの管理運営の部分ですよね。

イベントなど、実際の企画に関しては、ソフトの面で、指定管理者や市が考えていくということになると思います。

議会の要請は、ここの管理上、利用上のルールを明確化するということでよいですよ。

事務局に確認いたします。

事務局：先程、加倉井委員さんがおっしゃられていた会計相談については、現在も行っております。

また、法律相談も行っております。

管理基準等については、サービスの提供という部分よりは、利用上のルールに関する形で定めさせていただいているものになりますので、フェスティバル等については、例えば、今後、指定管理者になった場合には、その仕様書に記載させていただくものと考えております。

座 長：大原則は、利用上のルールということですね。

事務局：はい。

座 長：次回の会議でも、基本的には同じ資料を使うのですよね。

何か、この資料に追加する予定はありますか。

事務局：管理基準等につきましては、この後、2回目の利用者懇談会も予定しておりますので、前回と2回目のご意見を踏まえて、追記等させていただくことになると思います。

管理基準等以外の寄せられたご意見については、基本的に、今回のものが、そのまま次回の資料になると思いますので、それについて、ご議論いただくということになると思います。

座 長：では、次回の管理基準等の資料は、今回の資料に、今回の意見と利用者懇談会の意見も加えて更新した資料ということですね。

事務局：はい。

座 長：今回の資料は、今日持ち帰っていただいて、じっくりとご覧になっていただく時間が若干あり

ますので、今は、ご意見に至らずとも、何かご質問や思うところがあればご発言してください。

山 田：管理基準等とは関係ないのですが、この運営協議会は、当初、夜の会議ということで、中央区で委員を受けたのですけれども、前は18時、今回は17時、そして、今回は16時を予定しているということで、その辺について、何か事情があったのであれば、教えてください。

事務局：遠方から来られる委員さんもいらっしゃるの、今回と次回は、時間を少し前倒しさせていただいて、調整させていただきました。

中央区の市民活動ネットワークにお伺いさせていただいた際にも、これまでも原則夜間に開催していたということで、今後も夜間での開催を考えているが、夕方ぐらいになることもあるということをご説明させていただいていたと思うのですが。

山 田：前回は18時だったので、それが定例だと常識では思います。

段々早くなるというのは解せないところがあります。

事務局：今のところ、これ以上早くする予定はありません。

山 田：私は、16時より早く来るというのは無理なので、宜しくお願いいたします。

事務局：承りました。

座 長：他に何かご意見はありますか。

堀：前回の会議では、短い時間で色々と決めていかなければならないというような話だったと思うのですが、今回持ち帰っても大丈夫でしょうか。

事務局：持ち帰っていただいて、次回ご意見を寄せていただければと思います。

座 長：他に何か。

藤 本：第1回の利用者懇談会に出席させていただいたのですが、大変活発に、様々なご意見が飛び交っておりました。

センターを利用している人でないと議論できないものがいっぱいあると思います。

ですので、私達も、利用者懇談会の意見をしっかりと聴いて、それを反映させるということが重要だと思いました。

委員の方々には、可能なかぎり利用者懇談会にもご出席いただいて、切なる意見を聞いて、管理基準等に反映できればと思います。

座 長：利用した際の感じ方は、利用者によって違うということはあると思います。

センターをより多くの人に利用してもらおうということを考えれば、皆さんの発言は貴重な情報だと思います。

まだ時間があるので、次の会議までに、ご意見をまとめてきていただければと思います。

それと事務局に確認したいのですが、今回は、さらに目的意識を持っていただいたほうが、やり易いと思うのですが、今日の配布資料の中では、どのあたりを中心に見てくればよいですか。

事務局：中心は、資料6-2でございます。

個別の項目についてでも結構ですが、できれば、上限を定めることや、今まで運用で行っていたものを、要綱や要領で定め直したものなど、市の考え方に対しまして、どのようにすべきかなど、ご意見を考えていただければと思います。

座 長：方向性だけでも考えてきてほしいということですね。

欲を言えば、細かいところについても何か考えがあれば出してほしいということですか。

事務局：はい。

座 長：では資料6-2を中心に見ていただいて、利用者懇談会等の意見も参考にしながら、自分なり

に、どのような方向がよいのか、あるいは、悪いのか、思いつくかぎり結構ですので、次回、そのようなご意見を出していただければと思います。

事務局：補足となりますが、資料6-2は、1の(1)(2)(3)、2、3、4と分類分けされておりますので、委員の皆様には、細かいところの意見もありますが、分類ごとの方向性、例えば、既に定まっているものもいくつかありますが、それについては、そのままがよいのか、それとも、少し変えた方がよいのか、また、運営協議会や利用者懇談会で寄せられた意見も踏まえて、今、市が出している方向性でよいのかなど、分類ごとでのご意見をいただければと考えております。

また、この後、事務局より説明させていただくことになるのですが、今後、2回目の利用者懇談会を開催することになります。

前回の利用者懇談会のご意見は、今回の資料に記載させていただいております。

次回の利用者懇談会でも様々なご意見が寄せられると思います。

さらに、協議会委員の皆様にも前回、今回とご意見をいただいております。

そのように、たくさんのご意見が出てきている、また、この後も出てくこととなりますので、それらご意見を踏まえて、次回、管理基準等の資料については、内容の方も少し修正等を加えた形でご提示することになると思います。

分類等が大きく変わるということはありませんけれども、寄せられたご意見を基に、内容を修正した形で、出させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

座長：それでは、「その他」ということで、事務局からお願いします。

#### 4 その他

事務局：事務局より大きく3点を確認させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、10月26日水曜日に開催の第2回利用者懇談会でございますが、過日、ご確認させていただいたところ、藤本委員と菊地委員からご出席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

また、他にご出席いただける委員の方がいらっしゃいましたら、後程、事務局までお知らせいただければと思います。

続きまして2点目ですが、本日お手元に会議録の案を配らせていただいたかと思いますが、前回の会議録につきましては、その作成にあたりまして、他のさいたま市の附属機関や協議会等にならない、口語表現等の修正はございますが、基本的には、全文筆記で作成させていただいております。

なお、議事以外の内容の一部につきましては、省略させていただいている部分もございます。ご発言いただいた委員さんの名前も記載しておりますが、議事録については、公開としてよろしいでしょうか。

座長：さいたま市では、原則公開の形をとっているようですが、議事録を公開としてよろしいでしょうか。

(確認：出席委員同意)

それでは、この形で作成し、公開していくということで、今後も続けていきたいと思っております。

事務局：ありがとうございます。

最後、3点目ですが、次回の協議会日程は、来月、11月9日水曜日に開催させていただきます。  
場所は、本日と同様に、こちらセンターのラウンジを予定しております。

時刻は16時からとなりますので、よろしく願いいたします。

内容でございますが、本日に引き続き、利用者懇談会等における意見等と、管理基準等をご協議いただく予定となっております。

本日お配りいたしました資料の5につきましては、引き続き次回もご持参いただきますようお願いいたします。

また、管理基準等につきましては、今月、10月26日水曜日開催の利用者懇談会等の意見も踏まえて、改めて資料を作成させていただきたいと思っておりますので、そこからの期間が短いことから、場合によっては、当日の配布とさせていただくことをご了承ください。

事務局からは以上です。

## 5 閉会

座 長：以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。

皆さんお疲れ様でした。